

## 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

### 1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

### 2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>1 から 3 とともに該当なし</p> </div>

### 3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

【記入要領】

必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。  
 優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。  
 生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。  
 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。  
 事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。



